

地域共生社会の実現に向けた 国の動き

厚生労働省『地域共生社会の在り方検討会議』より

(1) 目的

地域共生社会の実現に向け、地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開、今後の包括的支援体制の整備の在り方、重層的支援体制整備事業等における取組の方向性について、また、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応及び対応に当たっての多分野の連携・協働の在り方等について検討する。

(2) 検討事項

- (1) 地域共生社会の実現に向けた取組について
- (2) 身寄りのない高齢者が抱える課題等への対応について
- (3) 成年後見制度の見直しに向けた総合的な権利擁護支援策の充実について
- (4) その他の論点について

(3) スケジュール

《令和6年度》

○第1回

令和6年度6月27日

○第2回～年末頃

月1回程度開催

○令和6年度末まで

中間的な論点整理を実施

《令和7年度》

○4月～夏頃まで

とりまとめに向けた議論

○令和7年夏目途

検討会議とりまとめ（一定の結論を得る）

○令和7年夏以降

関係審議会での議論

(4)
議
題第1回
(6月27日)

○地域共生社会の実現に向けて

第2回
(7月29日)

○包括的な支援体制の整備の現状と今後の在り方

第3回
(8月21日)

○総合的な権利擁護支援策等の充実

第4回
(9月30日)

●福祉以外の分野との連携協働

第5回
(10月29日)

○身寄りのない高齢者が抱える課題

第6回
(11月26日)

●包括的な支援体制の整備、重層的支援体制整備事業の課題と方向性

第7回
(12月26日)

○社会福祉法人・社会福祉連携法人の役割、災害時の被災者支援

POINT

福祉分野だけでは地域共生社会を実現できない

「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年社会福祉法改正法）」

1 地域共生社会の実現には、人・分野・世代を超えた関係性の構築が不可欠であることを明記。

はじめに

○ 法第6条第2項に規定されているように、いわば、福祉の領域だけではなく、商業・サービス業、工業、農林水産業、防犯・防災、環境、まちおこし、交通、都市計画等も含め、人・分野・世代を超えて、地域経済・社会全体の中で、「人」「モノ」「お金」そして「思い」が循環し、相互に支える、支えられるという関係ができることが、地域共生社会の実現には不可欠であると考えられる。

2 市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項のうち、「様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項」を明記。

地域共生社会実現のための各省庁の取り組み紹介①

01 環境省

- ・ 地域資源を活用して環境・経済・社会を良くしていく事業（ローカルSDGs事業）を生み出し続けることで地域課題を解決し、自立した地域をつくるとともに、地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」である『地域循環共生圏』を推進。

02 農林水産省

- ・ 厚生労働省の一般介護予防事業とのコラボ事業について紹介。
【事業内容】市から事業委託を受けた社協が農地を借り、農業経験のない定年退職者（60代～80代）が参加。福祉側の効果としては、介護予防、交流機会の創出。農業側の効果としては、農地保全、新たな担い手創出。

03 総務省

- ・ 地域コミュニティの取り組みや施策の状況を共有するとともに、各市町村及び地域の独自の取り組みを支援するために「地域コミュニティに関する研究会報告書」を作成。「地域活動のデジタル化」「自治会等の活動の持続可能性の向上」「地域コミュニティの様々な主体間の連携」の3つの視点⁶が示された。

地域共生社会実現のための各省庁の取り組み紹介②

04 中小企業庁

- ・ ビジネスの手法で地域課題の解決にポジティブに取り組む「ローカルゼブラ企業」や地域課題解決事業の重要性と、多様な関係者との協働を実現し、必要な資金や人材を確保するための考え方や、社会的インパクトを可視化する重要性をまとめた「地域課題解決事業推進に向けた基本指針」策定。

05 消費者庁

- ・ 「食品ロス削減」や「食料寄付促進」に加え「食品アクセスの確保」に向けた取り組みを、関係府省庁や地方公共団体が縦割りに陥ることなく、一体的に取り組めるように、食品ロス削減、食品寄付促進、食品アクセス確保の3つの施策を包括する『食の環プロジェクト』を実施。

06 内閣府

- ・ 令和6年4月1日に「孤独・孤立対策推進法」が成立。施策の推進を図るための重点計画を6月に決定。特に重点を置いて取り組むべき事項として「地方公共団体及びNPO等への支援」「孤独・孤立状態の予防を目指した取り組み強化」「重点計画に定める施策のエビデンスに基づく評価・検証を通じた取り組みの推進」が定められた。

POINT

包括的な支援体制の整備、重層事業の課題（議論の視座）

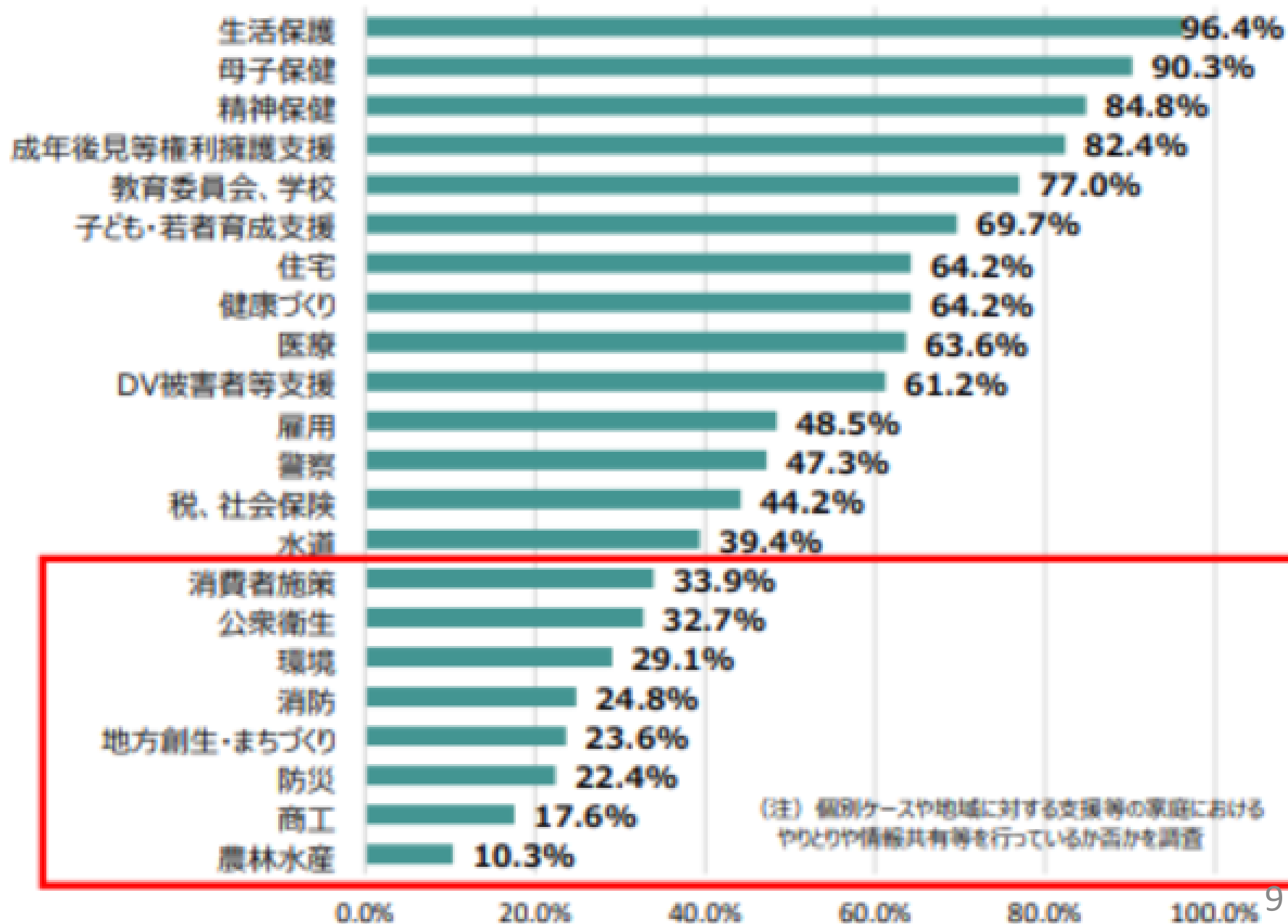
- ① 包括的な支援体制の整備を推進するための方策をどう考えるか。
 - ・ 地域づくりまで進めることが難しいという現状
 - ・ 福祉分野以外との連携・協働にあたっては、他分野との連携の必要性の認識不足が解消されない
- ② 重層事業の質の向上を図って、メリハリのある事業とし、持続可能な制度としていくための方策をどう考えるか。
 - ・ 定期的なPDCAの実施について
 - ・ 各相談支援機関に負担感がある中で、多機関協働事業がその役割を超えて運用されている場合がある。また、市町村によって運用にばらつきがある。
- ③ 包括的な支援体制の整備や重層事業の実施にあたって、地域住民や多様な主体が参画し、地域の特性を踏まえた持続可能な取組みとしていくための方策についてどう考えるか。

01 他分野との連携・協働に関して、市町村からは「他分野との連携の必要性の認識不足」、「まちづくり部局との連携の必要性」などの課題があげられている。

02 連携先としては、福祉分野が多く、地方創生・まちづくりや商工・農林水産といった分野と連携している市町村は少ない。

連携している分野

- 令和5年度に重層的支援体制整備事業を実施していた市町村のうち、調査に回答した165市町村において、多機関協働事業で連携や調整を行っている分野とその分野と連携・調整を行っている市町村の割合

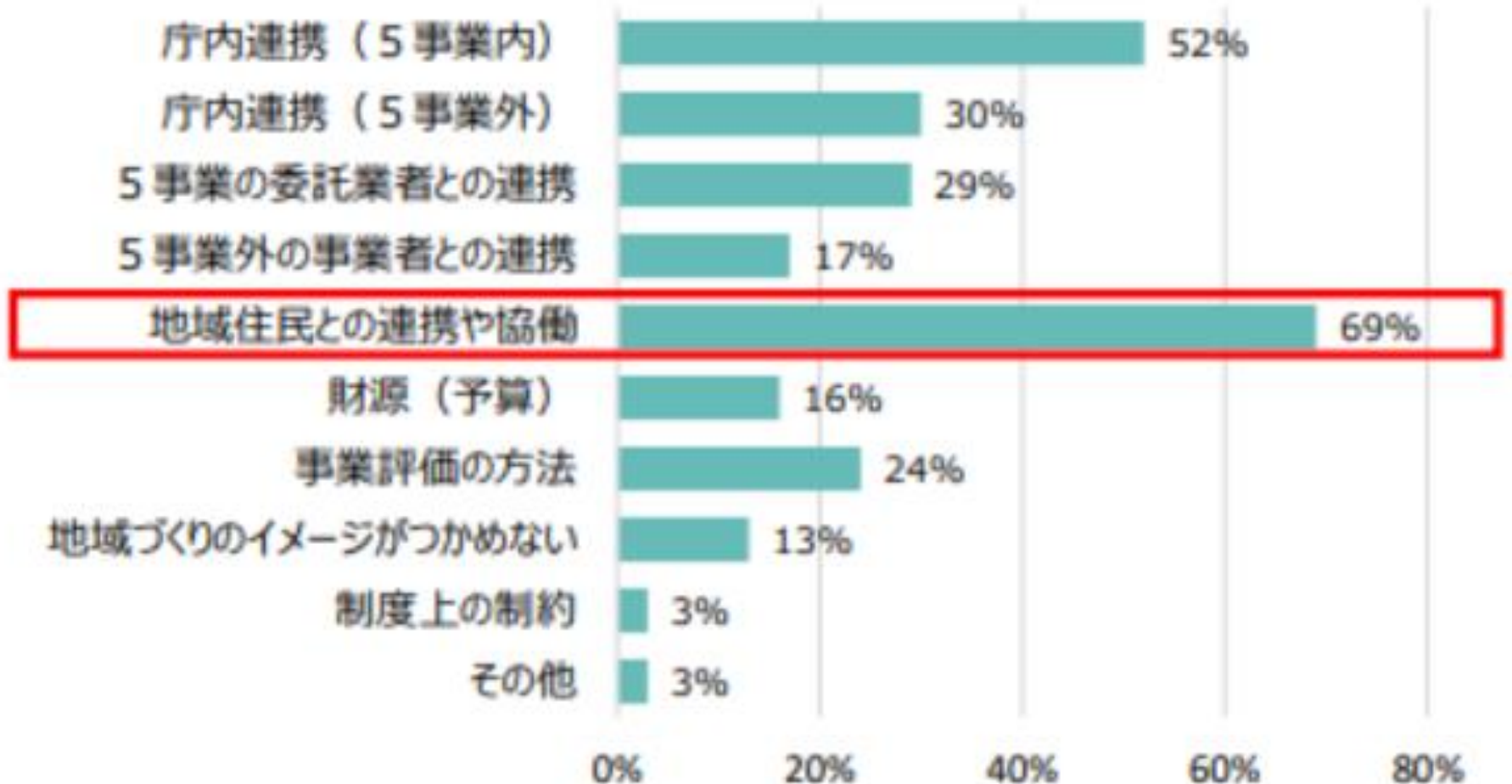


01 地域づくりの難しさについて、一つは相手の顔が見えにくいということ、もう一つは、あくまでも主体が地域住民にあることが指摘されている。

02 相談支援（個別支援）を中心に体制構築しており、地域づくりまでなかなか手が回らないという市町村が多い。

地域づくりにおいて重要と思う課題（市町村の認識）

n=99
(3つまで選択)



※5事業とは、重層的支援体制整備事業の地域づくり事業に含まれる「地域介護予防活動支援事業」「生活支援体制整備事業」「地域活動支援センター事業」「地域子育て支援拠点事業」「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」を指す。

01

地域共生に関する 関連施策

第1回で示された地域共生に関する関連施策（身寄りのない高齢者等支援・自殺対策・困難な問題を抱える女性への支援・孤独孤立対策・矯正施設退所者等への支援・災害時の被災者支援・ひきこもり支援・住まい支援・権利擁護支援・認知症施策）。

02

分野を超えた連携を可能とするための方向性

第4回で示されたように、福祉以外の政策領域における、地域共生社会の実現と親和性の高い施策との連携を図っていくための方向性。

03

重層的支援体制整備 事業の見直し

第6回で示された見直しの方向性（*PDCA*の取組確立・多機関協働事業の補助基準見直し・多機関協働事業体制構築後の方向性）など。